

新 旧 対 照 表

新

高知県立図書館の管理運営に関する規則（抜粋）

（館外貸出しの停止）

第14条 利用者が第8条及び第12条に規定する貸出期間を経過した日から2月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。

2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から2月を超えても返却していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。

附 則（令和6年11月1日教育委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立図書館の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に館外貸出し（高知県立図書館の管理運営に関する規則第5条に規定する館外貸出しをいう。以下同じ。）を受けた利用者（同規則第

旧

高知県立図書館の管理運営に関する規則（抜粋）

（館外貸出しの停止）

第14条 利用者が、第8条又は第12条の規定にかかわらず、貸出期間を経過した日から6月を超えても資料を返納しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。

2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から6月を超えても返納していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。

2条に規定する利用者をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に館外貸出しを受け、かつ、施行日以後に館外貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に館外貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第14条第2項の規定は、施行日以後に高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の館外への貸出しを受けた利用者について適用し、施行日前に市民図書館の資料の館外への貸出しを受け、かつ、施行日以後に市民図書館の資料の館外への貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に市民図書館の館外への貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

4 施行日以後に館外貸出し又は市民図書館の資料の館外への貸出し（以下この項において「館外貸出し等」という。）を受けた利用者が施行日前にも館外貸出し等を受けている場合であって、当該利用者が施行日以後に館外貸出し等を受けた資料のうち当該資料の貸出期間（改正後の規則第14条第1項又は第2項の貸出期間をいう。）を経過した日から2月を超えているものを返却したときは、前2項の規定にかかわらず、当該利用者が施行日前に館外貸出し等を受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。